

大村市総合教育会議運営要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する、大村市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の手續)

第2条 市長は、会議を招集するときは、あらかじめ日時、場所及び協議事項を教育委員会に通知するとともに、市の広報紙への掲載等の方法により会議の開催を周知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議の進行)

第3条 会議の進行は、市長が行う。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(傍聴の手續)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、指定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、報道関係者は、傍聴人受付簿に記入することなく、公開の会議を傍聴することができる。ただし、社名を記載した腕章を着用する等、所属先が分かるために必要な措置を講じなければならない。

(傍聴の制限)

第6条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 旗、のぼり、プラカード、張り紙、ビラその他これらに類するものを所持する者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、報道関係者が傍聴する場合で、市長の許可を受けたときを除く。
- (5) 携帯電話その他の機器は電源を切り、又は音が出ないようにし、使用しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為

をしないこと。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 市長は、傍聴人がこの要領に違反したときは、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、第4条ただし書の規定に基づき非公開と決定した場合は、速やかに退場しなければならない。

(議事録)

第10条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、会議の議事録を作成し、公表するものとする。ただし、第4条ただし書の規定に基づき非公開とした事案に係る部分については、この限りでない。

(庶務)

第11条 会議の庶務は、市長公室企画調整課において処理する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要領は、平成27年6月4日から施行する。